

2. 官民のリスク分担の考え方

(1) 考え方

「リスク分担」とは、事業の実施において潜在する様々なリスクを抽出し、公共と民間事業者間の分担を予め明確に定めることをいう。分担については、「リスクを適切に管理することができる者が当該リスクを分担する」という考え方に基づき設定する。

リスクの適切な管理とは、設計・建設や運営においてリスク対策を講じることでの「リスクの低減」や「顕在化の回避」さらには、保険の付保による「移転・分散」などを、合理的に実施することをいう。なお、物価上昇リスク、不可抗力リスクなど、契約当事者である官民の双方ともに適切な対処が困難な場合は、従来方式であるDB方式（公設公営方式）と同様に公共側で負担することが望ましい。DBO方式を含むPPP手法の導入は、従来、公共が担ってきたリスクの一部を民間事業者に移転することである。これにより、民間事業者は既述したリスク管理を行うことでコストが増大し、公共が民間事業者に支払うサービスへの対価（委託費）が増大する要因になる。しかしながら、民間事業者がリスクを負担した方が、公共がリスクを負担する場合よりも安価であれば、VFMの確保につながる。このように、適切な公共と民間事業者のリスク分担を定めることで、VFMが確保されるが、民間事業者への過度なリスクの分担を行った場合、VFMが低下することになる（図3-2-1 参照）。すなわち、最大のVFMを確保するためには、公共と民間事業者との最適なリスクの分担が重要になる。

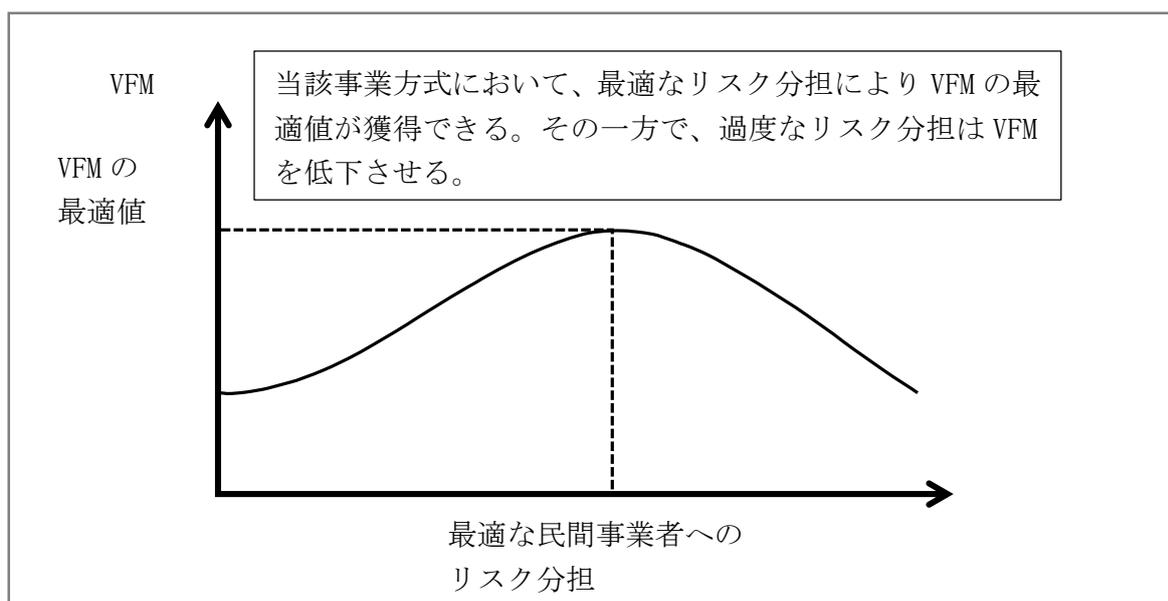


図 3-2-1 リスク分担の度合と VFM の概念図

(2) 官民リスク分担の例

官民リスク分担の参考事例として、DBO方式を採用している「船橋市北部清掃工場整備・運営事業」のリスク分担を表3-2-1に示す。

表3-2-1 DBO方式におけるごみ処理施設の官民リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者		
		市	事業者	
共通	入札書類リスク	○		
	契約締結リスク	議会を含む市の事由により契約が結べない等 ^{注1}	△	△
		事業者の事由により契約が結べない等 ^{注1}	△	△
	計画変更リスク	市の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本件施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	調査、建設、運営において第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更リスク	本件事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	応募リスク	応募費用に関するもの		○
	物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ、デフレ ^{注2}	○	△
施設の供用開始後のインフレ、デフレ ^{注2}		○	△	
事故の発生リスク	設計、建設、運営において発生する事故		○	
事業の中止・遅延に関するリスク(債務不履行リスク)	市の指示、市の債務不履行によるもの	○		
	事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	
不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 ^{注3}	○	△	
設計段階	設計変更リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	市が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
建設着工遅延	市の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○		
	上記以外の要因によるもの		○	
建設段階	工事費増大リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○	
性能リスク	要求水準書の不適合(施工不良を含む)		○	

運 営 段 階	受入廃棄物の質の変動リスク	受入れ廃棄物の質に起因する費用上昇、事故等 ^{注4}	○	△
	受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動による費用上昇等 ^{注5}	○	△
	性能リスク	要求水準書の不適合		○
	施設かしリスク	事業期間中における施設かしに関するもの		○
	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○

(○:主負担、△:従負担)

注1) 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

注2) 物価変動については、一定程度までの変動は事業者の負担であり、それ以上は市が負担する。

注3) 不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は市が負担する。

注4) 受入廃棄物の質の変動については、受入廃棄物の質の変動も考慮した変動料金を採用することにより対応する。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、市、事業者の協議による。

注5) 受入廃棄物の量の変動については、固定料金及び変動料金の2料金制を採用することにより対応する。計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、市、事業者の協議による。

※ 本リスク分担表は、本件事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、各契約書(案)を参照すること。

出典) 船橋市北部清掃工場整備・運営事業入札説明書